

住まいの復興給付金 被災住宅の補修の申請を行う方へ 補修工事証明書の作成についてのお知らせ

従来、補修工事証明書の作成にあたっては、建築士事務所に登録している建築士の資格を有するものが作成したのものとしておりましたが、**<被災住宅の補修に携わった工事施工者>**から発行された証明書でも申請可能になりました。

今後、補修工事証明書を作成する場合には改訂版(平成27年2月版)の補修工事証明書および補修工事内容確認書をご使用いただきますよう、お願いいたします。

補修工事証明書および補修工事内容確認書の作成について

- 補修工事箇所の**補修前、補修後の写真**を用意してください。
- 建築士の資格を有する方や、補修工事を行った工事施工者の方に補修工事証明書および補修工事内容確認書の作成を依頼してください。
※証明書の作成には費用が掛かる場合があります。
- 原本を提出してください。コピーでの申請はできません。
- 従来の補修工事証明書(平成26年3月版)についても、引き続きご使用いただけます。
- 補修工事証明書では、以下の項目が確認できることが必要です。
 1. 補修工事を行ったすべての被災箇所の記載
 2. 補修工事証明書の作成を行った担当者の情報
(建築士の場合)
証明を行った建築士の氏名、建築士事務所名および押印
(工事施工者の場合)
証明を行った工事施工者の氏名、事業者名および押印

○補修工事証明書の作成についてお困りな方は下記窓口へお問い合わせください○

 **住まいの復興給付金**

住まいの復興給付金事務局コールセンター
お問い合わせ先 TEL:0120-250-460(無料)
IP電話等からのご利用 TEL:022-745-0420(有料)
(受付時間:9:00 ~ 17:00 土・日・祝日含む)